

初回産科受診料助成

低所得世帯の妊婦さんの経済的な負担の軽減を図るとともに、切れ目のない支援に繋げることを目的に、妊娠判定のための初回産科受診料の一部を助成します。

対象者

妊娠判定のために産科医療機関を受診した妊婦で、次の全ての要件に当てはまる方

- ① 初回産科受診日において市民税非課税世帯に属する方
または生活保護を受給している方
- ② 初回産科受診日において袋井市に住所を有する方
- ③ 所得判定のため、世帯の課税状況の確認に同意する方
- ④ 産科医療機関等と市が情報を共有することに同意する方

※令和6年4月1日以降に、初回産科受診をしたものに限りです。

※保険診療となった場合は、助成の対象外となります。



助成内容

市販の妊娠検査薬で陽性を確認後、妊娠判定のため、初めて産科医療機関を受診した費用を1回の妊娠につき1回、10,000円を上限として償還払いにより助成します。

※費用が上限額を下回る場合は、受診に要した費用額が助成額となります。

申請方法

産科医療機関を受診後、必要書類を添えて保健センター窓口へ申請してください。

※産科医療機関を受診した日から6か月以内に申請してください。

詳細は市ホームページをご覧ください。



【申請に必要なもの】

- ・ 申請書
- ・ 産科医療機関が発行する領収書及び明細書
(氏名、診療年月日、医療機関名等が記載されたもの)
- ・ 通帳等、振込先の口座が確認できるもの(ゆうちょ銀行は通帳)
- ・ 1月1日時点で袋井市に住民登録がされていない方のみ、課税証明書

※受診日が7月1日～12月31日の場合は、その年の1月1日に袋井市に住民票がない方

受診日が1月1日～6月30日の場合は、前年の1月1日に袋井市に住民票がない方



問合せ先

こども若者家庭センター
こども支援課 おやこ健康係
(袋井市総合健康センター 2階)
TEL 0538-42-7340

